

## 資料編2

# ☆各種控除の説明

## 本人対象の控除

●ひとり親控除・寡婦控除(控除額:表1) それぞれ、以下の条件を全て満たした場合に適用されます。

表1		
ひとり親	条件1. 現に婚姻をしていない。又は配偶者の生死が明らかでない。 条件2. 生計を一にする子(前年の総所得金額等の合計額が48万円以下)がいる。 条件3. 前年の合計所得金額が500万円以下である。 条件4. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない。	控除額 30万円
寡婦	条件1. ①夫と離婚した後婚姻をしていない方で子以外の扶養親族がいる。②夫と死別した後婚姻をしていない、又は夫の生死が明らかでない。→①か②のいずれかに該当する。 条件2. 前年の合計所得金額が500万円以下である。 条件3. 事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる者がいない。	控除額 26万円

## ●勤労学生控除

あなたが大学、高校、各種学校の学生又は生徒で、自己の勤労に基づく給与所得等があり、合計所得金額が75万円以下の場合に受けられる控除です。但し、勤労によらない所得(不動産、利子、配当、譲渡等)が10万円を超える場合は対象となりません。(控除額26万円)

## ●障害者控除(控除額:表2)

表2	①身体障害者手帳(3級以下)、愛の手帳(療育手帳)(3度以下)、精神障害者保健福祉手帳(2級以下)の交付を受けている場合等＝普通障害者	控除額 26万円
	②身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(療育手帳)(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)の交付を受けている場合等＝特別障害者	控除額 30万円

障害者手帳が交付されていなくても、65歳以上で身体障がい者又は知的障がい者に準ずると福祉事務所長の認定を受けている(町田市高齢者福祉課にて「障害者控除対象者認定書」が発行されている)方等は控除の対象になる場合があります。

## 所得控除

### ●医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族のために、あなたが令和2年中に支払った医療費又は特定一般用医薬品等購入費が一定額を超えた場合に対象となる控除です。(「従来の医療費控除」と「セルフメディケーション税制に係る控除」はいずれかを選択することとなります)

従来からの医療費控除(限度額200万円)

控除額＝(医療費)－(保険金等で補てんされる金額)－(10万円又は総所得金額等の5%のいずれか少ない方の金額)

セルフメディケーション税制に係る控除(限度額8万8千円)

控除額＝(特定一般用医薬品等購入費)－(保険金等で補てんされる金額)－(1万2千円)

※ 令和3年度(令和2年分)の市民税・都民税申告からは、領収書の添付又は提示により申告することはできません。控除の明細書が必要ですので、同封の様式をご利用ください。

### ●社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が負担することになっている介護保険料\*、国民健康保険税(料)\*、後期高齢者医療保険料\*、国民年金保険料等をあなたが令和2年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

※あなた以外の年金から引き落としされている支払分は除く。

### ●小規模企業共済等掛金控除

あなたが小規模企業共済法による共済契約の掛金、心身障害者扶養共済制度の掛金や確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金・企業型年金加入者掛金を令和2年中に支払った場合にその支払った全額が控除されます。

### ●生命保険料控除(控除額:表3)

あなたやあなたと生計を一にする配偶者及びその他の親族が受取人になっている生命保険契約等で、あなたが令和2年中に支払った一般の生命保険料・個人年金保険料・介護医療保険料(介護医療保険料は平成24年1月1日以後契約分)に対して、下記の金額が控除されます(上限7万円)。

表3	新契約		旧契約	
	支払保険料	控除額	支払保険料	控除額
	～12,000円	支払保険料全額	～15,000円	支払保険料全額
	12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
	32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
	56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円

新契約:平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険契約・個人年金保険契約・介護医療保険契約

旧契約:平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険契約・個人年金保険契約

※一般の生命保険料控除と個人年金保険料控除について、新契約と旧契約の両方を契約されている方は、各控除ごとに、①新契約のみ、②旧契約のみ、③新旧両契約合算の 3 通りのいずれかで申告を選択できます(③を選択される場合は、新契約と旧契約それぞれで計算した控除額の合計額が申告額となりますが、限度額は 28,000 円です。また、②旧契約のみの方が、控除額が高くなる場合があります)。

### ●雑損控除

あなたや令和 2 年分の総所得金額等が 48 万円以下の配偶者及びその他の親族で生計を一にする方が有する資産について盗難、災害、横領等による損失が生じた場合に対象となる控除です。

控除額＝次の①②のうちいずれか大きい額 損失金額－保険金等で補てんされる金額＝差引損失額

①差引損失額－(総所得金額等×10%) ②差引損失額のうち災害関連支出の金額－5 万円

### ●地震保険料控除(控除額:表4)

あなたが令和 2 年中に支払った地震保険料・旧長期損害保険料(平成 18 年 12 月 31 日までに締結した長期損害保険契約等に係る保険料又は掛金)に対して下記の金額が控除されます。

支払った保険料の区分		控除額	
①	地震保険料等に係る契約のすべてが地震等損害により保険金や共済金が支払われる損害保険契約等に該当する場合	その年中に支払った地震保険料の 1/2(限度額 25,000 円)	
②	地震保険料等に係る契約のすべてが長期損害保険契約等に該当する場合	旧長期損害保険料の金額の合計額	支払った保険料の全額
		5,001 円～15,000 円	支払った保険料の合計額×1/2+2,500 円
		15,001 円～	10,000 円
③	地震保険と旧長期損害保険それぞれに加入している場合	①と②それぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額 25,000 円)	
④	一つの損害保険契約で地震保険と旧長期損害保険のいずれにも該当する場合	地震保険料控除と旧長期損害保険料控除のどちらか一方を選択して計算した控除額(限度額 25,000 円)	

### 扶養親族等

#### ●配偶者控除(控除額:表5)

あなたが、配偶者を扶養していた場合に受けられる控除です。配偶者の合計所得金額が 48 万円以下(給与収入のみなら 103 万円以下、公的年金収入のみの場合は 65 歳未満では 108 万円以下、65 歳以上では 158 万円以下)であることが必要です。

また、納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が通減し、1,000 万円を超えると配偶者控除の適用を受けることができません(表5参照)。

なお、同一生計配偶者<sup>\*</sup>に係る障害者控除については、納税者本人の合計所得金額に関わらず、適用を受けることができます。

納税者の合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
控除額	配偶者控除	33 万円	22 万円	11 万円
	老人配偶者控除	38 万円	26 万円	13 万円

(注1) 所得税の控除額とは異なります。

(注2) 老人配偶者(70 歳以上(昭和 26 年 1 月 1 日以前生まれの方))

※同一生計配偶者とは、納税者と生計を一にする配偶者(青色事業専従者として給与の支払いを受ける人及び白色事業専従者を除きます。)で、前年中の合計所得金額が 48 万円以下の者をいいます。

#### ●配偶者特別控除(控除額:表6)

あなたの合計所得金額が 1,000 万円以下で、配偶者の合計所得金額が 48 万円超 133 万円以下の場合に受けられる控除です。また、配偶者控除と同様に、納税者本人の合計所得金額が 900 万円を超えると控除額が通減し、1,000 万円を超えると配偶者特別控除の適用を受けることができません(表6参照)。

納税者の合計所得金額		900 万円以下	900 万円超 950 万円以下	950 万円超 1,000 万円以下
配偶者の合計所得金額		控除額		
48 万円超 100 万円以下		33 万円	22 万円	11 万円
100 万円超 105 万円以下		31 万円	21 万円	11 万円
105 万円超 110 万円以下		26 万円	18 万円	9 万円
110 万円超 115 万円以下		21 万円	14 万円	7 万円
115 万円超 120 万円以下		16 万円	11 万円	6 万円
120 万円超 125 万円以下		11 万円	8 万円	4 万円
125 万円超 130 万円以下		6 万円	4 万円	2 万円
130 万円超 133 万円以下		3 万円	2 万円	1 万円

(注) 所得税の控除額とは異なります。

## ●扶養控除

あなたが、16歳以上の親族を扶養していた場合に受けられる控除です。対象となる親族の合計所得金額が48万円以下であることが必要です。

- 一般扶養(控除額33万円) 16歳以上19歳未満(平成14年1月2日～平成17年1月1日生まれの方)  
23歳以上70歳未満(昭和26年1月2日～平成10年1月1日生まれの方)
- 老人扶養(控除額38万円) 70歳以上(昭和26年1月1日以前生まれの方)
- 特定扶養(控除額45万円) 19歳以上23歳未満(平成10年1月2日～平成14年1月1日生まれの方)
- 同居老親等(控除額45万円。あなたやあなたの配偶者が、老人扶養親族である直系の尊属(父母・祖父母等)と常に同居している場合に受けられる控除です。)

## ●16歳未満の扶養親族(平成17年1月2日以降生まれの方)

※控除額はありません。

## ●障害者控除

扶養親族が障害者控除の対象となる場合は本人対象の控除と同様の控除が受けられます(**本人対象の控除**:表2参照)。

なお、扶養親族が特別障害者であなただけまたはあなたと生計を一にする他の親族と同居を常況としている場合は、53万円の控除が受けられます(同居特別障害者控除)。

## 寄附金に関する事項

あなたが令和2年中に年間2千円を超える寄附(控除の対象となる寄附先に限る)をした場合、税額から控除されます。

### ●控除の対象となる寄附先

- ①都道府県・市区町村に対する寄附金(ふるさと納税)
- ②住所地の都道府県共同募金会、住所地の日本赤十字社の支部
- ③都道府県が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)
- ④市区町村が条例で指定した団体(学校法人・社会福祉法人等)

※東日本大震災等の日本赤十字等の募金団体への寄附金の場合でも、最終的に地方公共団体等へ拠出される場合は、ふるさと納税(①)に該当する場合があります。該当するかどうかは各募金団体へ確認してください。

※②の寄附金については、寄附の種類によって控除額が異なります。

### ●寄附金税額控除の計算方法

控除額a=(寄附金の合計額と総所得金額等の30%のいずれか少ない方の金額-2千円)×控除率10%(市民税6%、都民税4%)

※ただし、都又は市の一方のみが条例で指定した団体への寄附については、該当する一方の控除率のみを適用

【ふるさと納税】上記控除額aに下記の特例控除額が加算されます。

特例控除額b=(地方公共団体への寄附金額-2千円)×[90%- (0~45%(寄附者に適用される所得税の限界税率)) ×1.021(復興特別所得税率)](市民税・都民税の所得割額の20%を限度)

## 住宅借入金等特別税額控除に関する事項

平成23年から令和2年末までに入居し、令和2年分の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方で、かつ所得税から控除しきれなかった住宅借入金等特別控除額がある方は下記の額が税額から控除されます。

### ●住宅借入金等特別税額控除の計算方法 ①と②のいずれか少ない方の金額

- ①「所得税の住宅借入金等特別控除額」-「令和元年分の所得税額(住宅借入金等特別控除前)」
- ②令和2年の所得税における「課税総所得金額」「課税退職所得金額」「課税山林所得金額」の合計額の5%(97,500円が限度)

※平成26年4月以降に入居し、かつ消費税率8%又は10%が適用された住宅取引の場合は7%(136,500円が限度)

## 配当割額控除額

令和2年中に配当割(税率5%)が特別徴収された特定配当等について申告した場合は、特別徴収された配当割(5%)を税額から控除又は充当・還付します。

# ☆所得についての補足

## ◆公的年金等の収入から所得金額を計算する方法について

ご自身の公的年金等の収入金額の合計額を、下記の表7の A に、当てはめて計算してください。年齢、公的年金等の収入金額、公的年金等に係る雑所得以外の所得によって、計算式が異なりますので、ご注意下さい。

受給者の年齢	公的年金等の収入金額の合計額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
公 的 年 金 等 の 所 得 金 額				
65歳以上の方 (昭和31年1月1日以前に生まれた方)	330万円未満	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
	330万円以上 410万円未満	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円
65歳未満の方 (昭和31年1月2日以降に生まれた方)	130万円未満	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
	130万円以上 410万円未満	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円以上 770万円未満	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円以上 1,000万円未満	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
	1,000万円以上	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

※ 遺族年金・障害年金は非課税所得のため、この公的年金等の収入には加えないでください。

※ 市民税・都民税は、世帯ではなく個人にかかる税金ですので、配偶者の収入を加える必要はありません。

## ◆事業所得

事業所得は営業等所得と農業所得にわかれます。

○営業等所得とは小売業、卸売業、修理業、製造業、飲食業、サービス業等、自由職業(医師、弁護士、作家、俳優、外交員、大工等)や漁業等の事業から生ずる所得です。

○農業所得は農産物の生産、果樹等の栽培、養蚕、家畜の飼育や酪農品の生産等から生ずる所得です。

なお、家内労働者、外交員、集金人の方又は特定の人に対して継続的に人的役務を提供している方は実際の経費が55万円に満たない場合でも55万円まで経費とすることができます(ほかに給与収入がある方は55万円-給与所得控除の金額までが上限となります)。

## ◆不動産所得

地代、家賃、土地家屋の貸付権利金等による所得です。

◇必要に応じて、事業所得・不動産所得の計算の際に下記の表をご利用下さい。

収入	項目	金額	必要経費	項目	金額
				円	
		円			円
		円			円
		円			円
		円			円
	合計 A	円		合計 B	円
所得金額(A-B)					円

## 減価償却費の計算

資産の内訳		取得年月	年式等	A 取得価額 (償却保証額)	B 償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	C 償却率又は 改訂償却率	D 使用割合	E 使用期間	償却金額 (B×C×D×E)	未償却残高 (期末残高)
種類	構造											
		年 月	新・中 年製						%	/12	円	円
		年 月	新・中 年製						%	/12	円	円